

2018年2月20日

RPAホールディングス株式会社

代表取締役 高橋 知道

問合せ先： 取締役 松井 哲史 03-3560-4880

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、めまぐるしく変化する経営環境において、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

—

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高橋 知道	2,470,000	47.87
GMCM VCP 1 PTE.LTD.	700,000	13.57
大角 暢之	530,000	10.27
山根 大	310,000	6.01
ソフトバンク株式会社	230,000	4.46
西木 隆	200,000	3.88
石井 岳之	165,000	3.20

FinTech ビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	140,000	2.71
西江 肇司	125,000	2.42
松井 哲史	50,000	0.97
羽入 敏祐	50,000	0.97

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	2月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主はおらず、該当事項はございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
羽入 敏祐	公認会計士								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
羽入 敏祐	○	羽入 敏祐氏が業務執行者であるひので監査法人と当社の間で、過去社内決算業務等に係るコンサルティングに関する取引がありましたが、月額 25 万円と少額であることから、株主・投資家の判	他の会社における取締役としてのご経験、公認会計士として幅広い経験・見識を有しており、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上

		断に影響を及ぼすおそれはなく独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、選任いたしました。当社と羽入敏祐氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
--	--	---	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社グループは、当社代表取締役が選任した内部監査担当者を2名設置し、内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。また、当社の内部監査担当者は、子会社の内部監査も実施しております。監査結果につきましては、代表取締役へ報告しております。</p> <p>監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行および経営の適正性を監査しております。また、内部監査の実施状況について、監査役会で内部監査の内容と結果の報告を受けるとともに、今後の方針について、意見や助言等を伝えております。</p> <p>監査法人とは、必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西木 隆	他の会社の出身者										△			
永井 栄一	弁護士													
藤田 智弘	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西木 隆	○	西木 隆氏は過去当社子会社が出資を行っていた、有限会社パオス（同氏が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社）を営業者とする匿名組合の業務執行者に該当していますが、既に出資は解消されており、その取引の規模及び性質に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはなく独立役員としての基準には抵触しないものと判断しております。	経営者及び投資家としての豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地を活かしていただくことで、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、

			独立役員に指定しております。
永井 栄一	○	該当事項はありません。	弁護士の資格を有しており、法務面において豊富な知識を有していることからその経歴と経験を活かしていただくことで、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
藤田 智弘	○	該当事項はありません。	投資家としての豊富な経験と幅広い見識を有し、専門的・客観的な見地を活かしていただくことで、より効果的な監査機能を強化し得ると考え、社外監査役として選任しております。当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>企業価値向上および業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の執行役員,子会社の従業員,当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

<p>上記付与対象者につきましては、業績向上に対する士気・意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役および監査役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。</p>
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>役員報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、代表取締役に一任しております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>社外取締役・社外監査役に対しては、経営管理部が窓口となって情報提供を適宜行っており、取締役会の議題や資料を事前に配布し説明を行っております。</p>

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a) 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、毎月開催をしており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として公認会計士を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

また、業務執行は、経営管理部は経営管理部長、関係会社は代表取締役社長を選任し、権限移譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで、迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制を構築し、運営しております。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

b) 監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制度を採用しております。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、毎月開催をしており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士、投資家であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視をしていただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・関係会社代表取締役社長・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は経営会議への出席や関係会社への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

c) 内部監査

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、内部監査担当が中心となってその業務を遂行しております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び監査法人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。内部監査結果は代表取締役に報告する他、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行なうことにより、不正行為の未然防止に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。監査役を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。また、監査役会は適宜監査法人、内部監査担当と連携することで機動的な監査を可能としております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年5月下旬とし、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載する方針であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催していく予定です。	あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年度決算および第2四半期決算発表後に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のホームページにIRサイトを開設し、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は、経営管理部にて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	今後検討すべき事項と考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、すべてのステークホルダーに対し、適時に且つ正確な情報開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制基本方針）を構築し、整備・運用に努めております。</p> <p>イ. 当社グループにおける業務の適正性を確保する管理体制</p> <p>（イ）当社グループは、「コンプライアンスポリシー」を制定し、当社グループ各社の取締役は自らこれを遵守する。</p> <p>（ロ）監査役監査規程及び内部監査規程により、監査役監査及び内部監査の対象を当社グループ全社と定め、当社グループ全体の法令及び定款の適合性評価を行っております。</p> <p>（ハ）当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時的に正確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めることとしております。</p>

ロ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行する。

(ロ) コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査担当が内部監査を実施する。

(ハ) 内部監査担当及び監査役にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。

(ニ) 反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを協力的に推進する。

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査役が閲覧可能な状態にて管理する。

ニ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査担当及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。

(ロ) 全社横断的なリスク管理活動を推進するため、当社代表取締役をコンプライアンス・リスク責任者として、リスク管理活動を実施する。

ホ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限移譲及び意思決定手順を明確化する。

(ロ) 取締役等を構成員とする経営会議を設置する。

(ハ) 取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会からの要望があった場合は、監査役スタッフを置くものとする。

ト. 前項の当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの人事については、監査役会の同意を得るものとする。

チ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する。

(ロ) 監査役は、取締役または従業員に対し報告を求めることができる。

(ハ) 内部監査担当は、内部監査の実施状況を監査役会に対して報告する体制を整備する。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。

(ロ) 監査役と代表取締役社長との間で定期的に意見交換会を開催する。

(ハ) 監査役は、会計監査人もしくは内部監査担当との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携

を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンス遵守を実践するために、反社会的勢力対応規程を定めており、その中では「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする。」と定めております。

これらを受け、当社の主要な会議（取締役会、経営会議、グループ全体会議等）及び事業子会社の主要な会議（取締役会、経営会議等）の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

当社グループにおける反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、所管部署は経営管理部総務担当として、運用を行っております。

今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等において周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

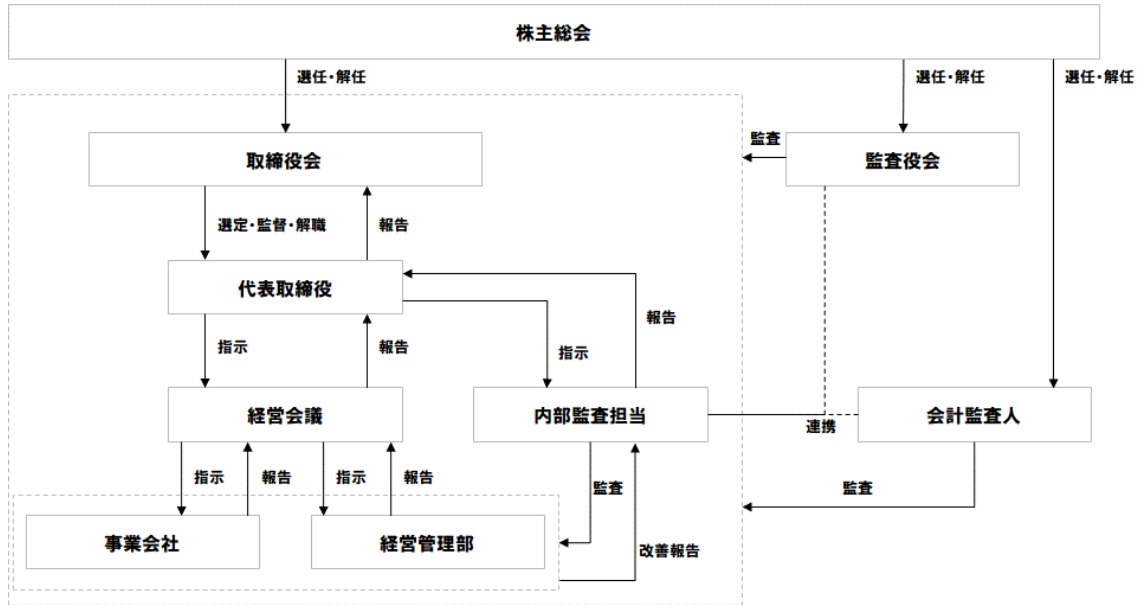
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

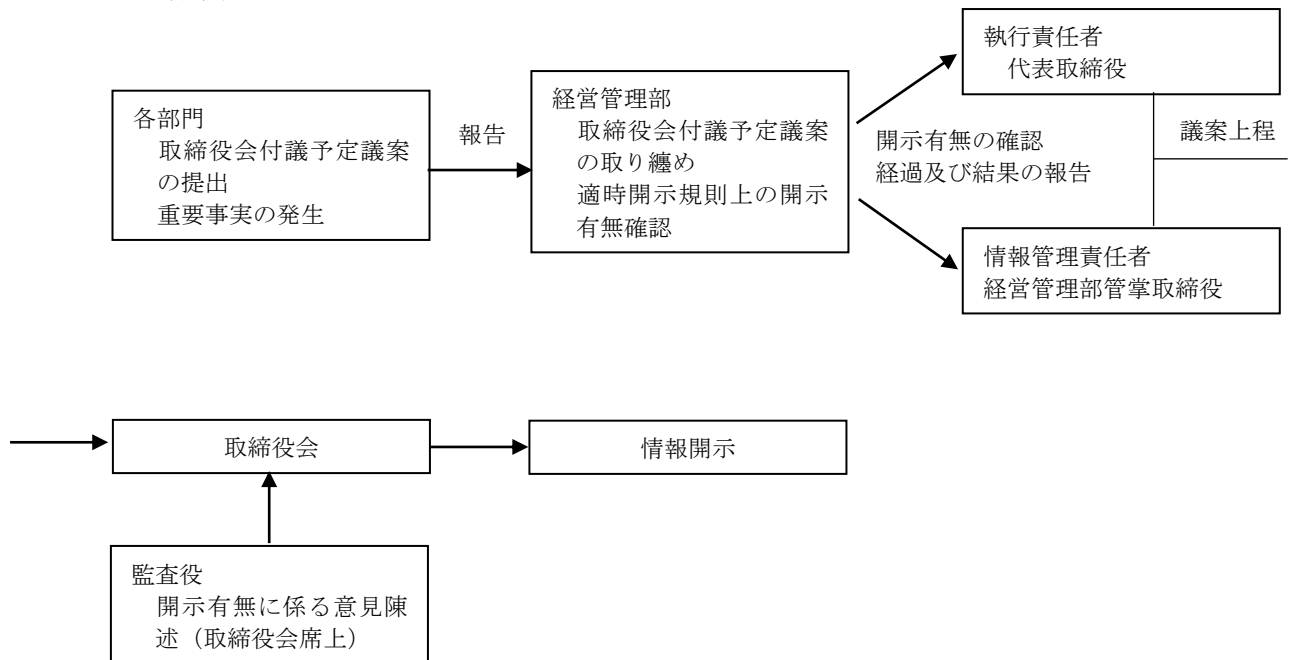
【模式図(参考資料)】



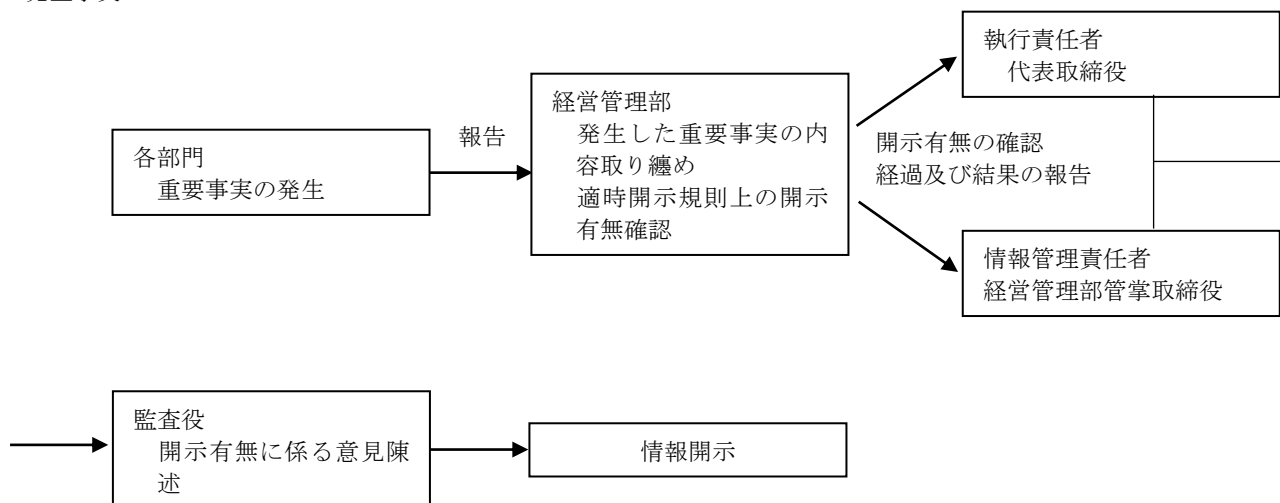
【適時開示体制の概要 (模式図)】

< 情報開示プロセス図 >

決定事実・決算情報



発生事実



以上